

第 2 回福崎町自治基本条例検討委員会 決定事項

1 日 時

平成 24 年 9 月 6 日（木） 10 時 00 分～12 時 05 分

2 場 所

福崎町役場 2 階 大会議室

3 検討手順

福崎町自治基本条例（素々案）について検討するため、条例（素々案）全体を 5 つに分割した 1 つ目のパート（「前文」「基本的な考え方」「自治の主体」）資料 1「福崎町自治基本条例（素々案）」について事務局から説明し、各委員からの意見をいただくという形式で検討を行った。

4 検討結果

- ・ 要望事項を除き、概ね資料に掲載されている事務局案が了承された。
- ・ 検討が終了したパートについても、意見等があれば検討を加えていく。

5 要望事項等

委員から次の要望事項があり、これらについては改めて検討することとなった。

- (1) 条例全文で考えないと定義等に齟齬がでてくる可能性がある。次回委員会までに条例（素々案）の全文を提示していただきたい。
- (2) 「町民」の定義について、説明・表現方法を再考する。（町民・住民を分けてはどうか）
- (3) 「町」の定義について、説明・表現方法を再考する。（議会・町長等を分けてはどうか。議会基本条例との兼ね合いもある。）
- (4) 外国人への情報提供についても、町にはできるところから進めていただきたい。